

2023 年度募集

Insel Fun Fund 2023

出資と分配の概要説明

- 競走馬出資金、維持費・保険料出資金等のお支払い方法
- 賞金等運用収入の分配方法

出資 競走馬出資金、維持費・保険料出資金等のお支払い方法

入会金

新たに会員になられた方は、出資契約の成立をもって入会金 3,300 円（消費税込、以下同）が必要となりますので、競走馬出資金とともに振込みいただきます。ただし、500 口の募集馬に出資されている会員は免除となります。

競走馬出資金

分割払いはございません。新たに会員になられた方は精算書に記載されている期日までに振込みの方法で、それ以外の方は精算書に記載されている日に自動振替でお支払いいただきます。

月会費

Insel Fun Fund 会員 1 名当たり、800 円を月会費として入会時に翌 12 月末までの月会費を支払いいただきます。また～2025 年は（馬齢：～3 歳）は、1 月 27 日に 1 年分（9,600 円）を引落にてお支払いいただきます。2026 年以降（馬齢：4 歳～）は前年 12 月末の当該出資馬群の頭数に応じて会費を変更し、上限額を月額 800 円とした上で一頭あたり 60 円を月会費とし、1 月 27 日に 1 年分（60 円/頭×12 か月×運用頭数）を引落にてお支払いいただきます。また他年度の Insel Fun Fund を保有されている Insel Fun Fund 会員の場合、各募集年度の規約に即した方法にて会費を試算し、その一番高い会費をお支払いいただきます。ただし、500 口の募集馬に出資されている会員の Insel Fun Fund 会員の当該会費は免除となります。また、Insel Fun Fund 会員が新たに 500 口の募集馬に出資された場合、新たな出資を実施した翌月から 12 月までの前受けしている月会費は原則翌月の精算書にて精算します。

維持費・保険料出資金

この出資金は、当該出資馬群の運用において生じる飼養管理費用（育成費・厩舎預託料・各種登録料・治療費・輸送費等。以下「維持費」といいます）及び保険料（下記「競走馬保険」参照）に相当するものです。これら維持費・保険料出資金は、2 歳 1 月 1 日から会員の方にご負担いただくこととなります。2024 年に関しては 3,600 円（Insel Fun Fund 2023 を構成する競走用馬 1 頭当たり 180 円/年）を 2024 年 1 月 29 日にお支払いいただきます。2025 年以降は全ての競走用馬が引退するまで維持費及び保険料実費相当額を「維持費・保険料出資金」として毎年 1 月 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日、以下同）にお支払いいただくこととなります。お支払い額は毎年一定でなく、当該出資馬群の頭数等に応じて変動します。なお、年初に想定する維持費・保険料出資金をお支払いいただくため、翌年の維持費・保険料出資金、および運用終了精算時に過不足額を精算いたします。

競走馬保険

1. 当該出資馬群は、2 歳 1 月より競走馬保険（死亡保険）に加入します。本年募集馬は 2024 年 1 月 1 日より保険加入となります。
2. 2 歳馬の場合、競走馬出資金（募集価格）の 100% を保険加入額とし、保険料はその 3% の予定です（3 歳以後の加入額は年齢変動制）。
3. 出資馬に不慮の死亡事故が起こった場合は、保険会社から支給された保険金を口数に応じて分配し

ます。出資馬に対する補填は保険金の分配をもって完了とします。（死亡した場合以外の特約保険金給付など、詳細については会員規約（Insel Fun Fund 2023）別紙 1 をご覧ください）

お支払方法とタイムテーブル

自動振替にてお支払いいただきます。振替日は毎年 1 月 27 日です。必ず、前日までに貴口座にご入金願います。（自動振替登録手続き未了の場合は 2 月 10 日までクラブ指定口座にお振込みいただきます）

2023 年 10 月に出資契約成立が完了したケース

2023 年 11 月中	●入会金、出資金、2023 年 12 月分の会費
2024 年 1 月 29 日	●維持費・保険料出資金、2024 年 1 年分の会費
2025 年 1 月 27 日	●維持費・保険料出資金、2025 年 1 年分の会費

預金口座振替のご注意事項

- 競走馬出資金、維持費・保険料出資金、月会費等のお支払いは毎年 1 月 27 日に貴口座より自動振替させていただきます。銀行の事務処理の関係により、27 日当日にご入金いただいても自動振替ができない場合もありますので、必ず前日までにご入金するようお願いいたします。
- 預金不足等で 1 月 27 日に自動振替ができなかった場合は、クラブ指定口座に 2 月 10 日までに到着するようお振込ください。2 月 10 日までにご送金いただいただけませんと、お受け取りの賞金等分配金を延期させていただくこととなりますのでご承知おきください。
- クラブにて振替結果が明らかになるのは、2 月 5 日前後となっております。それ以前にお問合せいただいても分かりかねますので、お手数ですが、お取り扱い金融機関にてご確認くださいませよう願いたします。

分配 賞金等運用収入の分配方法

競走用馬ファンドは、会員の方と愛馬会法人、愛馬会法人とクラブ法人がそれぞれ匿名組合契約を締結します。会員の方が基本的な収入となる賞金を受取るまでには、次のような源泉徴収が行われます。

- ① 日本中央競馬会（JRA）等競馬主催者がクラブ法人に賞金を支払う際の源泉徴収
※ 算式：{賞金－(賞金×0.2+60万円)}×10.21%
- ② クラブ法人が愛馬会法人に分配する際の源泉徴収
- ③ 愛馬会法人が会員の方に分配する際の源泉徴収
※ ②と③については、匿名組合契約のため、利益分配の際 20.42%の源泉徴収所得税がかかります。

★ ①②で控除された源泉徴収所得税は、これに相当する金額を12月25日に会員の方に分配します。

当クラブでは、上記①②の源泉徴収所得税は、各法人がそれぞれ決算にて精算し、当年分を12月25日に会員の方に「JRA源泉精算金」、「クラブ法人源泉精算金」として分配します。したがって、Insel Fun Fundの会員の方には、12月～翌年11月末までの出走した賞金を12月25日に①と②の源泉精算金と併せて「年次分配」として、それぞれお受け取りいただくこととなります。

★ ③の源泉徴収所得税は、分配金すべてが課税対象となるわけではなく、出資金の返還（出資返戻金）として扱われる金額については課税されない仕組みとなっています。

会員の方への分配金は、分配の際「出資返戻金」と「利益」に区分計算し、出資返戻金を除いた「利益」のみに対して源泉徴収されることとなりますので、源泉徴収所得税は、必ずしも分配金の20.42%とは限らず、課税対象とならない場合もあります（出資返戻金については後述【2. (2)】をご参照ください）。

1. 本商品投資契約の利益分配方法

本商品投資契約は、出資馬が獲得した賞金等収入を、以下のとおり①年次分配、②運用終了（全ての競走馬が引退）精算分配の方法により、会員の方に分配します。

(1) 年次分配・運用終了（全ての競走馬が引退）精算分配

① 年次分配

● 賞金（特別出走手当を含む）

計算期間は12月1日から11月30日までの1年間とします。計算期間内に出走して獲得した賞金等を原則12月25日にお支払いします。賞金に係る分配金の計算方法は、【後述(2)】のとおりです。

● 賞品売却分配金（消費税抜）、事故見舞金、競走取りやめ交付金、特約保険金（手術費用特約・屈腱炎見舞金特約）

計算期間は12月1日から11月30日までの1年間とします。計算期間内に受領した給付等は、12月25日にお支払いします。

● JRA源泉精算金【後述(2)をご参照ください】

計算期間は12月1日から11月30日までの1年間とします。JRA等競馬主催者の行った源泉徴収所得税をクラブ法人の決算にて精算して12月25日に会員の方に分配します。

● クラブ法人源泉精算金【後述(2)をご参照ください】

計算期間は12月1日から11月30日までの1年間とします。クラブ法人の行った源泉徴収所得税を愛馬会法人の決算にて精算して会員の方に分配します。

● Insel Fun Fund 2023 を構成する競走用馬の引退精算分配

Insel Fun Fund 2023 を構成する競走用馬が引退等により運用が終了した際、競走馬登録抹消給付金と同付加金・売却代金（消費税抜：牝馬の場合の買戻し代金含む）・保険金・保険料解約返戻金等を精算して会員の方に分配します。計算期間は12月1日から11月30日までの1年間とし、12月25日に会員の方に分配します。

② 運用終了（すべての競走馬が引退）精算分配

Insel Fun Fund 2023 を構成する全ての競走用馬が引退等により Insel Fun Fund 2023 の運用が終了した際は、年次分配に関わらず、運用終了事由の生じた月の翌月の事務計算により金額が確定し、金額が確定した月の翌々月25日に原則として分配が行われます。

● 競走馬登録抹消給付金と同付加金・売却代金（消費税抜：牝馬の場合の買戻し代金含む）・保険金・保険料解約返戻金等

● 源泉精算分配金の繰り上げお支払い

● 消費税精算金

賞金等収入と、馬代金・進上金・預託費等の消費税を精算します。結果的には、競走馬の購入及び、運用終了までに要した預託料等維持経費に係る消費税の合計額をお受け取りいただく計算となります。

● 維持費・保険料出資金のご精算

いずれの分配も、分配期日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。分配は、収入を得た場合に行われますので、①②は必ずしも予定されたものではありません。地方競馬にて運用される場合の賞金体系等については各主催者にて独自に定められていますが、本欄に準拠し分配を行います。

(2) 賞金の分配方法

※ここでの「賞金」とは、本賞金のほか、出走奨励金等諸手当を含みます。

クラブ法人は、賞金(a)から以下に掲載の(b)(c)が控除されたうえJRA等競馬主催者から賞金を受領します。クラブ法人は、(d)(e)(f)を控除して愛馬会法人に分配します。愛馬会法人は(g)を控除した上で(h)の源泉徴収を行い、会員の方に分配します。

(a) 賞金（特別出走手当含む）

(b) 進上金 ※1 ※5

【賞金の20%、障害の場合 22%】

(c) JRAの行う源泉徴収所得税 ※2 ※4

【前述「(1)②」により年次分配します】

(d) 賞金の消費税 ※5 【(賞金－進上金)×10/110】

(e) 営業者報酬（クラブ法人営業経費）

【賞金（特別出走手当を除く。税込）の2%】

- (f) クラブ法人の行う源泉徴収所得税 ※3 ※4
【前述「(1)②」により年次分配します】
- (g) 営業者報酬（愛馬会法人営業経費）
【賞金（特別出走手当を除く。税込）の3%】
- (h) 会員の方の利益の源泉徴収所得税 ※4
【後述「2. (1)②」をご参照ください】

※1 進上金：JRAでは調教師 10%、騎手・厩務員に 5%（障害競走に限って騎手は 7%）と規定されています。また、特別出走手当に進上金はかかりません。

※2 JRAの源泉徴収：JRA等競馬主催者がクラブ法人に支払う際の源泉徴収所得税。以下の式により、総賞金が 75 万円を超えた場合に課税となります。
※算式：{賞金-(賞金×0.2+60万円)} ×10.21%

※3 クラブ法人の源泉徴収：クラブ法人が愛馬会法人に分配する際の源泉徴収所得税。クラブ法人と愛馬会法人が交わす競走馬の現物出資は匿名組合契約と定められており、匿名組合の利益分配に係る源泉徴収（20.42%）の課税対象となります。この税額計算では、(h)と同様【後述 2. (2)】の「出資返戻金と利益分配額の区分方法」を用います。

※4 源泉徴収では、東日本大震災復興に関わる復興特別所得税（源泉徴収すべき所得税の 2.1%）がいずれの場合も含まれます。

※5 JRA以外の外国人騎手（消費税法において「国外事業者」の扱いを受けます）が騎乗した場合においても、上記と同様の分配事務となります。

匿名組合の利益分配額からは 20%（復興特別所得税を含めると 20.42%）の源泉徴収所得税が控除されます。分配金は、次に掲げる(2)の計算により出資返戻金を算出し、出資返戻金と利益分配額に区分します。出資返戻金を超える分配金は、匿名組合の利益分配額となります。分配金が出資返戻金内に収まる場合は、源泉徴収所得税は課されません。

(2) 出資返戻金の計算方法

当該計算期間の期首（12月1日）から賞金等を獲得した日の属する月までに確定している当期の減価償却費相当額（※）・維持費・保険料出資金等は、「出資返戻金」として扱われます（出資返戻金は、出資を返戻するつど減少し、新たな月を迎えて増加する仕組みとなります）。また、前計算期間末までの損失についても、当該計算期間の「出資返戻金」となります。

$$\text{※減価償却費(1ヵ月分)} = \left(\frac{\text{「各競走馬の出資金合計額」} + \text{「各競走馬の2歳1~3月の預り料合計額」}}{100/110 \times 1/48} \right)$$

3. 所得の計算期間と所得区分

計算期間内〔12月1日から11月30日〕に出走するなどして得た Insel Fun Fund 2023 の利益分配額は、会員の方の当期所得となります。会員の方が個人の場合の所得区分は雑所得となりますので、雑所得が赤字となる場合、事業所得など他の所得と通算することはできません。また、計算期間に生じた Insel Fun Fund 2023 の損失金は、次の計算期間以降に生じた利益により補填されるまで繰越します。会員の方が法人の場合は会員規約に記載いたしております。

★ 消費税率は 2023 年 10 月現在のものです、法改正に応じて変更となります。

<JRAの賞金体系について>

日本の中央競馬の賞金体系は世界一といわれています。1 着本賞金 5 億円のジャパンカップ、有馬記念をはじめ、日本ダービー（同 3 億円）、天皇賞[春・秋]および宝塚記念（同 2 億 2,000 万円）など、1 着本賞金 2,900 万円以上の重賞レースだけでも年間 139 レース。そのほか一般のレースにおいても最低でも 1 着本賞金 550 万円が交付されます。また、2 着以下に対しても次の割合で賞金が交付されます（出走奨励金の 10 着は重賞競走及び平地オープン競走の場合のみ）。

着順	本賞金					出走奨励金				
	1着	2着	3着	4着	5着	6着	7着	8着	9着	10着
1着賞金に対する割合	100%	40%	25%	15%	10%	8%	7%	6%	3%	2%

上記以外にも、次のような賞金、手当が交付されます。

- ①距離別出走奨励賞 ②内国産馬所有奨励賞
- ③付加賞 ④特別出走手当

さらに、競走馬が骨折などで 3 ヶ月以上休養する場合などにも程度に応じて 185 万円～675 万円の事故見舞金が支給されます。

2. 利益分配額に係る源泉徴収所得税および、出資返戻金と利益分配額の計算

(1) 利益分配額に係る源泉徴収所得税



株式会社 インゼルサラブレットクラブ

本店 〒604-0961 京都府京都市中京区木屋町通三条上ル上大阪町 515 番地
MIYUKI ビル 5 階 TEL.075-744-0810